

2018年9月11日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第472号）

中国銀行保険監督管理委員会、 金融分野の一部規則を廃止・改定 中資系銀行等に係る外資持分比率制限を撤廃

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行保険監督管理委員会は、2018年8月23日に『中国銀行保険監督管理委員会による一部規則の廃止および改定に関する決定』（中国銀行保険監督管理委員会令2018年第5号、以下『決定』という）を公布しました。『決定』では、中国資本の銀行および金融資産管理会社に係る外資持分比率の制限を撤廃し、内資・外資に対し同一の出資比率ルールを実施すると定められています。『決定』は公布の日より施行されます。

なお、『決定』の公布に先立ち、2018年6月8日から2018年7月8日まで、中国銀行保険監督管理委員会の公式ウェブサイトでは、『中国銀行保険監督管理委員会による一部規則の廃止および改定に関する決定（意見募集稿）』が公開され、一般への意見募集が行われていました。

□ 金融分野でさらに規制を緩和し、内資・外資に対し同一の監督・管理を実施

『決定』では、「内資・外資一致」の原則および「内国民待遇＋ネガティブリスト」管理制度の徹底に基づき、1つの規則の廃止と3つの規則の改定が定められています（図表1を参照）。これにより、内資・外資に対し同一の金融市場参入ルールと行政許可制度の実現させ、今後、中国資本の銀行¹および金融資産管理会社に係る外資持分の比率については、特別に規則を設けないとしています。具体的な内容については、次頁の通りとなります。

【図表1】『決定』により廃止・改定された規則

廃止	『国外金融機関の中国資本金融機関への投資・出資管理弁法』 (中国銀行業監督管理委員会令2003年第6号)
改定	『中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』 (中国銀行業監督管理委員会令2017年第1号)
	『農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』 (中国銀行業監督管理委員会令2015年第3号)
	『ノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』 (中国銀行業監督管理委員会令2015年第6号) (『決定』等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 現行の監督・管理体系において、中国資本の銀行には、国有大型商業銀行、郵政貯蓄銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行、農村商業銀行、村鎮銀行等があります（『中国銀行保険監督管理委員会関連部門責任者による「決定」に関する記者の問いへの回答』）。

まず、『**国外金融機関の中国資本金融機関への投資・出資管理弁法**』（中国銀行業監督管理委員会令 2003 年第 6 号、以下『**管理弁法**』という）については、**国外金融機関の中国資本金融機関への出資に関する諸事項が定められていました。このうち、国外金融機関の出資比率については、「単一の国外金融機関が中国資本金融機関へ投資・出資する比率は 20% を超えてはならない」等の制限が設けられていました（図表 2 を参照）。今回の『管理弁法』の廃止により、国外金融機関の中国資本金融機関への出資に対する特別な規定が撤廃されました。**

【図表 2】『**管理弁法**』における**外資持分比率の関連条文**

第 8 条	単一の国外金融機関が中国資本金融機関へ投資・出資する比率は 20% を超えてはならない。
第 9 条	複数の国外金融機関が非上場の中国資本金融機関へ投資・出資する比率の合計が 25% に達するもしくは超える場合、当該非上場の中国資本金融機関に対し外資の金融機関に基づく監督・管理を実施する。 複数の国外金融機関が上場している中国資本金融機関へ投資・出資する比率の合計が 25% に達するもしくは超える場合、当該上場金融機関に対し引き続き中国資本金融機関に基づく監督・管理を実施する。

※本弁法における一部用語については、以下の通りです（『**管理弁法**』第 2 条）。

- ・ 国外金融機関：国際金融機関と外国金融機関を指す。
国際金融機関：世界銀行およびその付属機関、その他政府間開発性金融機関等が含まれる。
- ・ 外国金融機関：外国で登記・設立されている金融持株会社、商業銀行、証券会社、保険会社、ファンド等が含まれる。
- ・ 中国資本金融機関：中国国内で設立されている中国資本の商業銀行、都市信用社、農村信用社、信託投資会社、企業集団のファイナンスカンパニー、ファイナンスリース会社等が含まれる。
- ・ 投資・出資する比率：出資額もしくは所有する持分が中国資本金融機関の払込資本金の総額もしくは持分の総額に占める比率を指す。

（『**管理弁法**』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

次に、改定される 3 つの規則について、『**中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法**』では**国外金融機関が中国資本商業銀行へ出資する場合**、『**農村中小金融機関行政許可事項実施弁法**』では**国外銀行が農村商業銀行へ出資する場合**、『**ノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法**』では**国外金融機関が金融資産管理会社へ出資する場合のそれぞれの持分比率の制限が定められていました（添付資料 1 の改定前の条文を参照）**。今回は、これらの規則が改定され、外資による出資比率の関連内容が削除されました。

□ 監督・管理対象の属性と法律の適用

上述の規則の廃止・改定に加え、今後の監督・管理について、『**決定**』では、「**国外金融機関が投資・出資する中国資本商業銀行は、出資するときの当該中国資本商業銀行の機関類型に基づき監督・管理を実施する**」、「**国外銀行が投資・出資する農村商業銀行（もしくは村鎮銀行）は、農村商業銀行（もしくは村鎮銀行）の関連規定に基づき監督・管理を実施する**」等と新たに定められています（添付資料 1 の改定後の条文を参照）。

つまり、外資による出資を受けた中国資本の銀行に対して、その出資を理由に、機関の類型を『**外資銀行管理条例**』（国务院令第 657 号）が定める**外商独資銀行**もしくは**中外合弁銀行**に切り替えることはせず、市場参入、業務内容、事業展開地域等に関し、本来の機関類型に対応する規則およびその他プルーフデンス監督・管理規定を適用することが明確にされました。また、『**決定**』では**外国投資家に対し、金融業に係る諸規定を守るよう定められているほか、中国の外商投資に関する法律・法規も同時に守らな**

ればならないとしています。

これらルールの設定は、外資の中国金融市場参入において、安定的な制度と「統一・公平・透明」な規則の体系を構築し、金融業に係る監督・管理の安定性と連続性の維持に資するものといえるでしょう。

□ 公約した対外開放措置の着実な実行

昨年 10 月開催の第 19 回党大会では、経済発展の新たな理念の 1 つに、市場参入規制の大幅な緩和およびサービス業に係る対外開放の拡大を挙げました。このなかでも、金融分野に係る外資参入規制の緩和は、最も重要な内容となります。

今年 4 月に開かれた博鰲（ボアオ）アジアフォーラムの開会式で、習近平国家主席は金融分野に係る市場参入規制の大幅な緩和を含む重大措置の実施を表明しました。同フォーラムの金融市場分科会においても、中国人民銀行の易綱総裁は中国金融市場について、さらに対外開放を進めていくことを明らかにし、11 の追加措置（以下のリストを参照）を年内に実施すると公約しました。今回の『決定』による規制の撤廃もそれら措置の 1 つにあたります。また、2018 年 6 月 28 日付で公布された『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第 18 号）でも、「中国資本の銀行に係る外資持分比率の制限を撤廃する」ことが明確にされています²。

今回の外資持分比率制限の撤廃は、外資の中国進出により多くのチャンスを与え、また外商投資の利便性向上にも繋がるものであり、金融分野における対外開放拡大に向けての重要な一歩であるといえるでしょう。

【ご参考】易綱総裁が発表した金融分野の対外開放追加措置

1. 銀行と金融資産管理会社に係る外資持分比率制限の撤廃。外国銀行による国内での支店と銀行子会社の同時設立を許可する
2. 証券会社、ファンド運営会社、先物会社、生命保険会社に係る外資持分比率の上限を 51%まで緩和し、3 年後には制限を設けない
3. 合併証券会社の国内株主について、少なくとも 1 社が証券会社であることを要求しない
4. 中国大陸と香港間の株式市場に係るメカニズムを改善し、1 日あたりの取引限度額を引き上げる
5. 外国投資家による保険代理業務と保険査定業務の経営を許可する
6. 外資による保険ブローカー会社の経営内容を拡大する
7. 信託、ファイナンスリース（金融賃貸）、自動車金融、インターディーラーブローカー、消費金融等の分野での外資導入を奨励する
8. 商業銀行が発起・設立した金融資産投資会社と理財商品運用会社に係る外資持分比率に対し、上限を設けない
9. 外資銀行の業務内容を大幅に拡大する
10. 合併証券会社の業務内容に特別な制限を設けない
11. 外資保険会社設立前に、事務所を 2 年間開設しなければならないとする要求を全面的に撤廃する

（中国政府網の記事等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² この詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 470 号をご参照ください。以下の URL からダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

*

改定前後の条文の詳細については、5 ページからの添付資料を、『決定』の詳細については、7 ページからの日本語仮訳および9 ページからの中国語原文をご参照ください。

なお、『決定』の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、関連主管部門へお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【添付資料1】『決定』における規則改定前後の条文比較（日本語仮訳）

改定前の条文	改定後の条文
<p>『中国銀行業監督管理委員会による中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第11条】単一の国外金融機関およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が発起人もしくは戦略投資家として、単一の中国資本の商業銀行に出資する比率は20%を超えてはならず、複数の国外金融機関およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が発起人もしくは戦略投資家として出資する比率の合計は25%を超えてはならない。</p> <p>前項がいう出資比率とは、国外金融機関が所有する持分が中国資本商業銀行の株式総額に占める割合を指す。国外金融機関の関連者の持分比率は国外金融機関の持分比率と合算しなければならない。</p>	<p>『中国銀行保険監督管理委員会による中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第11条】国外金融機関が投資・出資する中国資本商業銀行は、出資するときの当該中国資本商業銀行の機関類型に基づき監督・管理を実施する。国外金融機関は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。</p>
<p>『中国銀行業監督管理委員会による農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第16条】単一の国外銀行およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が発起人もしくは戦略投資家として、単一の農村商業銀行に出資する比率は20%を超えてはならず、複数の国外銀行およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が発起人もしくは戦略投資家として出資する比率の合計は25%を超えてはならない。</p> <p>本弁法がいう国外銀行の出資比率とは、国外銀行が所有する持分が農村商業銀行の株式総額に占める割合を指す。国外銀行の関連者の持分比率は国外銀行の持分比率と合算しなければならない。</p>	<p>『中国銀行保険監督管理委員会による農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第16条】国外銀行が投資・出資する農村商業銀行は、農村商業銀行の関連規定に基づき監督・管理を実施する。国外銀行は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。</p>
<p>【第27条】村鎮銀行を設立するにあたり、条件に合致する発起人を有しなければならず、発起人には自然人、国内の非金融機関、国内の銀行業金融機関、国内のノンバンク金融機関、国外銀行および銀行業監督管理委員会が認可したその他の発起人を含む。</p> <p>発起人はそれぞれ本弁法第9条、第11条、第12条、第13条、第14条と第15条の規定に合致しなければならない。</p>	<p>【第27条】村鎮銀行を設立するにあたり、条件に合致する発起人を有しなければならず、発起人には自然人、国内の非金融機関、国内の銀行業金融機関、国内のノンバンク金融機関、国外銀行および銀行保険監督管理委員会が認可したその他の発起人を含む。</p> <p>発起人はそれぞれ本弁法第9条、第11条、第12条、第13条、第14条と第15条の規定に合致しなければならない。</p> <p>国外銀行が投資・出資する村鎮銀行は、村鎮銀行の関連規定に基づき監督・管理を実施する。国外銀行は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。</p>
<p>『中国銀行業監督管理委員会によるノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第117条】単一の国外金融機関およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が戦略投資家として、単一の金融資産管理会社に出資する比率は20%を超えてはならず、複数の国外金融機関およびそれが支配もしくは共同で支配する関連者が戦略投資家として出資する比率の合計は25%を超えてはならない。</p>	<p>『中国銀行保険監督管理委員会によるノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』</p> <p>【第117条】（削除）</p>

（中国アドバイザー一部作成）

【添付資料2】『決定』における規則改定前後の条文比較（中国語原文）

改定前の条文	改定後の条文
<p>《中国银监会中资商业银行行政许可事项实施办法》</p> <p>【第11条】单个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者向单个中资商业银行投资入股比例不得超过20%，多个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者投资入股比例合计不得超过25%。</p> <p>前款所称投资入股比例是指境外金融机构所持股份占中资商业银行股份总额的比例。境外金融机构关联方的持股比例应当与境外金融机构的持股比例合并计算。</p>	<p>《中国银保监会中资商业银行行政许可事项实施办法》</p> <p>【第11条】境外金融机构投资入股的中资商业银行，按照入股时该中资商业银行的机构类型实施监督管理。境外金融机构还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。</p>
<p>《中国银监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法》</p> <p>【第16条】单个境外银行及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者向单个农村商业银行投资入股比例不得超过20%，多个境外银行及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者投资入股比例合计不得超过25%。</p> <p>本办法所称境外银行投资入股比例是指境外银行所持股份占农村商业银行股份总额的比例。境外银行关联方的持股比例应与境外银行合并计算。</p>	<p>《中国银保监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法》</p> <p>【第16条】境外银行投资入股的农村商业银行，按照农村商业银行的有关规定实施监督管理。境外银行还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。</p>
<p>【第27条】设立村镇银行应有符合条件的发起人，发起人包括：自然人、境内非金融机构、境内银行业金融机构、境内非银行金融机构、境外银行和银监会认可的其他发起人。</p> <p>发起人应分别符合本办法第九条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条和第十五条的规定。</p>	<p>【第27条】设立村镇银行应有符合条件的发起人，发起人包括：自然人、境内非金融机构、境内银行业金融机构、境内非银行金融机构、境外银行和银保监会认可的其他发起人。</p> <p>发起人应分别符合本办法第九条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条和第十五条的规定。</p> <p>境外银行投资入股的村镇银行，按照村镇银行的有关规定实施监督管理。境外银行还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。</p>
<p>《中国银监会非银行金融机构行政许可事项实施办法》</p> <p>【第117条】单个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为战略投资者向单个金融资产管理公司的投资入股比例不得超过20%，多个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为战略投资者的投资入股比例合计不得超过25%。</p>	<p>《中国银保监会非银行金融机构行政许可事项实施办法》</p> <p>【第117条】（删除）</p>

(中国アドバイザー一部作成)

(日本語仮訳)

中国銀行保険監督管理委員会令 2018年第5号

中国銀行保険監督管理委員会による一部規則の廃止と改定に関する決定は、すでに中国銀行保険監督管理委員会 2018年第2回主席会議において採択された。ここに公布し、公布の日より施行する。

主席：郭樹清
2018年8月17日

中国銀行保険監督管理委員会による一部規則の廃止および改定に関する決定

さらに銀行業の対外開放を拡大するため、中国資本の銀行と金融資産管理会社に係る外資持分比率の制限を撤廃し、内資・外資に対し同一の株式投資比率のルールを実施し、中国銀行保険監督管理委員会は以下のことを決定する。

1、1つの規則を廃止する

『国外金融機関の中国資本金融機関への投資・出資管理弁法』を廃止する。

2、3つの規則における一部条文に対し改定を行う

(1) 『中国銀行業監督管理委員会による中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』を『中国銀行保険監督管理委員会による中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』と調整し、第11条については、「国外金融機関が投資・出資する中国資本商業銀行は、出資するときの当該中国資本商業銀行の機関類型に基づき監督・管理を実施する。国外金融機関は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。」に改定する。

(2) 『中国銀行業監督管理委員会による農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』を『中国銀行保険監督管理委員会による農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』と調整し、第16条については、「国外銀行が投資・出資する農村商業銀行は、農村商業銀行の関連規定に基づき監督・管理を実施する。国外銀行は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。」に改定する。

第27条において1項を追加し、第3項とする。「国外銀行が投資・出資する村鎮銀行は、村鎮銀行の関連規定に基づき監督・管理を実施する。国外銀行は国による外国投資家の中国国内における投資に関する規定も守らなければならない。」

- (3) 『中国銀行業監督管理委員会によるノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』を『中国銀行保険監督管理委員会によるノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』と調整し、第 117 条を削除する。

このほか、『党・国家機関改革深化方案』に基づき上述の規則において旧銀行業監督管理委員会およびその派出機関に係る名称を改定し、合わせて条文の順序に対し相応の調整を行う。

本決定に基づき改定した『中国銀行保険監督管理委員会による中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法』『中国銀行保険監督管理委員会による農村中小金融機関行政許可事項実施弁法』『中国銀行保険監督管理委員会によるノンバンク金融機関行政許可事項実施弁法』を改めて公布する。

(中国語原文)

中国银行保险监督管理委员会令 2018年第5号

中国银保监会关于废止和修改部分规章的决定已经中国银保监会2018年第2次主席会议通过。现予公布，自公布之日起施行。

主席：郭树清

2018年8月17日

中国银保监会关于废止和修改部分规章的决定

为进一步扩大银行业对外开放，取消中资银行和金融资产管理公司外资持股比例限制，实施内、外资一致的股权投资比例规则，中国银保监会决定：

一、 废止一部规章

废止《境外金融机构投资入股中资金融机构管理办法》。

二、 对三部规章的部分条款予以修改

(一) 将《中国银监会中资商业银行行政许可事项实施办法》调整为《中国银保监会中资商业银行行政许可事项实施办法》，将第十一条修改为：“境外金融机构投资入股的中资商业银行，按照入股时该中资商业银行的机构类型实施监督管理。境外金融机构还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。”

(二) 将《中国银监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法》调整为《中国银保监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法》，将第十六条修改为：“境外银行投资入股的农村商业银行，按照农村商业银行的有关规定实施监督管理。境外银行还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。”

在第二十七条中增加一款，作为第三款：“境外银行投资入股的村镇银行，按照村镇银行的有关规定实施监督管理。境外银行还应遵守国家关于外国投资者在中国境内投资的有关规定。”

(三) 将《中国银监会非银行金融机构行政许可事项实施办法》调整为《中国银保监会非银行金融机构行政许可事项实施办法》，删去第一百一十七条。

此外，根据《深化党和国家机构改革方案》修改上述规章涉及原银监会及其派出机构的称谓，并对条文顺序作相应调整。

根据本决定修改的《中国银保监会中资商业银行行政许可事项实施办法》《中国银保监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法》《中国银保监会非银行金融机构行政许可事项实施办法》重新公布。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。